

一般社団法人日本外来小児科学会 役員（理事・監事）選挙 告示

2026年3月19日

一般社団法人日本外来小児科学会 選挙管理委員会

委員長 崎山 弘

委員 宇梶 光大郎

日野 利治

本学会の定款及び役員選挙細則に基づき、役員（理事・監事）選挙を実施いたします。

1. 選挙権及び被選挙権について

1. 選挙実施年の1月1日時点で会費を完納している代議員は、役員選挙の選挙権を有します。
2. 選挙実施年の1月1日時点で70歳未満かつ正会員歴3年以上の正会員は、役員選挙の被選挙権を有します。

2. 選出する役員の定数と任期

1. 理事の定数は20名以上35名以内、監事の定数は2名以内です。（定款第6章）
2. 立候補多数の場合には、会員マイページを利用したWEB選挙にて投票を行います。
3. 役員の任期は2年で、今回選出される役員の任期は2028年実施予定の定時総会終結の時までです。
4. 役員（理事・監事）の任期は1期2年で、再任が認められています。

3. 立候補方法について

立候補締切：2026年4月23日（木）12：00

立候補される方は、立候補届と推薦用紙を学会HPのトップページよりダウンロードし、**立候補届と正会員10名以上の推薦用紙をPDFデータで、立候補フォーム（書類提出先）**よりご提出ください。（推薦用紙はできるだけ1点のPDFにまとめてください。）

※推薦状について、1人の正会員は、複数の候補者を推薦することができます。

※ご提出から8日以内に、メールにて受理のご連絡を差し上げます。

提出完了のご連絡および受理確認のお問合せはご遠慮ください。

※立候補フォームが利用できない場合は、事務局までメール添付でご提出ください。

（次頁につづきます）

【立候補フォーム】

詳細は学会 HP トップ、新しいお知らせ

2026/03/19 立候補フォーム（書類提出先）はこちら

のリンク先に、立候補届・推薦状 PDF をアップロードしてください。

【立候補届のアップロード手順】

- 1) 「ファイル選択」をクリック
- 2) ご自身の PC 上に保存した、立候補届・推薦状 PDF のデータを選択し「開く」をクリック
- 3) 姓名を入力
- 4) 「アップロード」をクリック
- 5) 「アップロードが完了しました」と表示されたら、お手続き完了。

※「ファイルをアップロードしたことが通知されます」という表示が出ますが立候補者への通知メール等は届きません。

4. 今後の予定

立候補者の人数、公募の結果については、立候補者にはメールでご報告します。
代議員会で新役員会承認後、会員にはホームページ等でご報告いたします。

【問い合わせ先】

〒169-0072 新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号 新宿ラムダックスビル
(株)春恒社 学会事業部内 一般社団法人日本外来小児科学会 事務局
E-mail: gairai-shounika@shunkosha.com
TEL : 03-5291-6231

一般社団法人日本外来小児学会 役員選挙等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会（以下、「この法人」という。）の定款第21条の規程に基づく、この法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙等に関する事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 役員選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を置く。
2 選挙管理委員会に関する詳細は理事会の決議により定める。

(役員選挙)

第3条 この法人の役員選挙は2年に1回とし、9月までに開催する。
2 理事及び監事の定数は、定款第21条第1項に定める数とする。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙実施年の1月1日時点で会費を完納しているこの法人の代議員は、役員選挙の選挙権を有する。
2 選挙実施年の1月1日時点で70歳未満であり、正会員歴3年以上のこの法人の正会員は、役員選挙被選挙権を有する。

(立候補)

第5条 役員選挙に立候補する者は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、期日までに選挙管理委員会に提出する。
2 提出時に、正会員による推薦状を10名分以上添付する。
3 一人の正会員は、複数の候補者を推薦することが出来る。

(投票及び当選等)

第6条 選挙管理委員会は、第3条第1項に定める時期に役員選挙の投票及び開票を実施する。
2 投票は、無記名投票によりインターネットを用いたオンラインシステムで行う。
選挙人は1人につき、理事選挙では0票から35票まで、監事選挙では0票から2票までを投票できる。
3 投票終了後直ちに、選挙管理委員会が開票を行い、得票数の集計及び無効票の確認を行う。
4 当選者の決定は、有効投票数の多い順とする。投票の結果が同票の場合、選挙管理人により抽選を行い、当選者を決定する。
5 立候補者数が定数を超えない場合は、投票を行わず、全員当選とする。
6 選挙管理委員会は、開票の結果について、総会において公表する。

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、定款第22条第1項の定めにより選任される。
2 前項で選任された理事は、臨時理事会を開催し、定款第22条第2項及び第3項の定めに従い会長、副会長及び常任理事を選定する。

(会長指名理事)

第8条 会長は、3名以内の理事候補者を指名することができる。
2 前項の理事候補者は、総会の決議によって理事に選任される。

(改正)

第9条 この細則は、理事会の決議により改正される。

附則

この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会設立の日から施行する。
この細則の一部を改正し、令和8年2月1日から施行する。